

# 政策研究

## POLICY RESEARCH

2014 No.2 (2014年5月号)

- レポート:政策論説① 第三セクター改革と活用②  
—地域課題解決に向けたあるべき活用の方向性  
若生 幸也(株式会社富士通総研公共事業部)
- レポート:政策論説② 地域内循環構造の自治と連携  
宮脇 淳(北海道大学法学研究科教授)
- レポート:政策シグナル 投票率を下げる根底の原因  
宮脇 淳(北海道大学法学研究科教授)
- レポート:アジアリンク エネルギー政策と自治  
宮脇 淳(北海道大学法学研究科教授)

## 第三セクター改革と活用② —地域課題解決に向けたあるべき活用の方向性<sup>1</sup>

株式会社富士通総研 公共事業部 若生 幸也

### はじめに

平成 21 年度から平成 25 年度まで、第三セクター等の抜本的改革が全国的に進められたことにより、利害関係が複雑な一部の第三セクター等は継続的に抜本的改革に取り組んでいるものの、全体的には相応の進捗が見られた。平成 26 年度以降、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」に代わる新たな指針に基づき、地方公共団体は、第三セクター等への適切な関与を行うことが求められる。また、依然としてリスクの高い第三セクター等を抱える地方公共団体は、可及的速やかに抜本的改革等の経営健全化に取り組む必要がある。

その一方で、人口減少・少子高齢化・グローバル化等の社会経済情勢の中で、地域課題解決のための官民連携手法として、第三セクター等の活用を視野に入れる必要がある。第三セクター等は、公共性、公益性と採算性を合わせ持つことのできる有力な手法の 1 つであるため、健全経営を前提に、設立や活用も重要な観点となる。

これら健全化と設立・活用両面の観点が示されたのが「第三セクター等のあり方に関する研究会報告書」（以下「研究会報告書」という）である<sup>2</sup>。この「研究会報告書」と前号掲載の宮脇淳「第三セクター改革と活用①【総務省研究会最終報告】」を受けて、本稿では、地域課題解決に向けた第三セクター等のあるべき活用に焦点を絞り検証を行う<sup>3</sup>。

### 1. 地域課題解決に向けた第三セクター等のあるべき活用の評価軸

地域課題解決に向けた第三セクター等の活用を評価するためには、まず第三セクター等が有する根源的価値を確認することが求められる。先にも示したとおり、本来的に第三セクター等は、官が有する公共性、公益性と民が有する採算性を合わせ持つことのできる有力な手法である。そのため、地域課題解決に向けた第三セクター等のあるべき活用の評価を行うには、①公共性、公益性を示す軸（民間企業単独の参入可能性の高低）と②採算性を表す軸（経常利益<sup>4</sup>の黒字赤字）が必要となる（図表 1 参照）。

まず、民間企業単独の参入可能性が低い事業領域で、経常利益が黒字の事例は、第三セクター等の中心的活用領域として位置づけられる。その理由は、この領域に位置する第三セクター等が最も第三セクターの根源的価値を提供しているためである。

次に、民間企業単独の参入可能性が低い事業領域で、経常利益が赤字の事例は、直営領域として位置づけられる。その理由は、官が有する価値を中心的に提供しているためである。ただし、第三セクター等の活用による効率化効果が発揮されている場合は、活用領域として位置づけられる。

さらに、民間企業単独の参入可能性が高い事業領域で、経常利益が黒字の事例は、基本的に民営化領

<sup>1</sup> 本研究は、JSPS 科研費 24653073 の助成を受けたものである。

<sup>2</sup> 研究会報告書を含む研究会の議論の過程は、総務省ウェブサイト「第三セクター等のあり方に関する研究会」[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/3rd\\_sector/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/3rd_sector/index.html) に詳細が掲載されている。

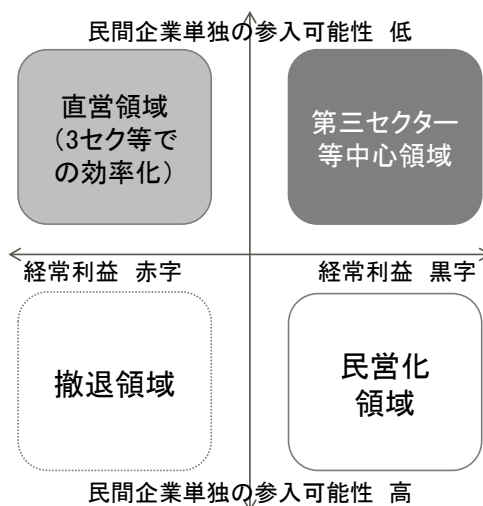
<sup>3</sup> なお、第三セクター等のあるべき設立方法等については、若生幸也「第三セクター等の新たな転換点（下）—あるべき設立と活用に向けて」『地方財務（2014年6月号）』ぎょうせい、平成 26 年 6 月に詳述している。

<sup>4</sup> 経常利益の対象範囲の整理が必要となるが、それぞれの第三セクター等に経常的に支出される経常補助金を控除した上で黒字赤字を判断することが望ましい。なお、第三セクター等が行政補完型の事業を実施している場合、委託金は含んだ形で黒字赤字を判断することが妥当である（別途、委託金額の適正性について検証することが求められる）。

域として位置づけられる。その理由は、民が有する価値を中心的に提供しているためである。ただし、第三セクター等の事業総体として民営化領域に位置づけられたとしても、官が関与することで有効に機能する事業推進上の優位性がある場合など、財政的リスクを考慮した上で一定の関与を継続することも想定される。

最後に、民間企業単独の参入可能性が高い事業領域で、経常利益が赤字の事例は、基本的に撤退領域として位置づけられる。その理由は、官が有する価値も民が有する価値も提供しておらず、経常赤字が継続的に続く場合、地方公共団体の財政を悪化させるためである。

図表 1：第三セクター等のあるべき活用の評価軸



## 2. あるべき活用の方向性と特徴的な事例<sup>5</sup>

あるべき活用の方向性と特徴的な事例を、「研究会報告書」を参考に整理する<sup>6</sup>。なお、個別事例はそれぞれ人的要素・資金的要素・技術的要素・情動的要素などの優良事象を有しており、第三セクター等を活用すれば、あるべき活用が実現できるわけではないことに留意が必要である。優良事象の観点、図表2のように整理できる。

図表 2：優良事象の観点（例）

人的要素	・経営層・管理者層・従業員層に分け、事業運営に不足する人材(知識・ノウハウまたは単純労働等)を認識した上で、事業に必要な人数・人材像を定義し、外部人材等を確保 等
資金的要素	・事業目的に沿った出資構成(意思決定速度向上または参加意識醸成等)や配当等を確保 ・地方公共団体の信用力ではなく、事業の信用力を基礎とした資金調達スキームを確保 等
技術的要素	・環境変化に臨機応変に対応し、付加価値(生産段階・加工段階・流通段階等)を確実に生み出す事業のPDCAサイクルを確立(事業モデルの確立) ・ニーズ起点となるマーケティング(マスまたはニッチ等)技術の確保 ・マーケットニーズに合致した独自技術の確保 等
情動的要素	・対象(マスまたはニッチ等)を明確にした上で、適切な情報受発信体制を確立 等

<sup>5</sup> 第三セクター等のあり方に関する研究会「第三セクター等のあり方に関する研究会報告書」平成26年3月、25-31ページ [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000282925.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000282925.pdf) を参考に整理している。

<sup>6</sup> 特徴的な事例は、第三セクター等あり方に関する研究会第6回資料1-1～資料1-4、資料2に詳細が掲載されている。

この優良事象の中で最も重要な要素は、技術的要素内に位置づけられる「事業モデルの確立」である。その理由は、事業モデルを確立できれば、安定的な経営基盤が確立できるためである。人的要素・資金的要素・技術的要素・情動的要素を組み合わせることで、事業モデルを確立することが求められる。

あるべき活用の方向性と特徴的な事例は、以下のとおりである。

### (1) 地方公共団体の圏域を超えて機動的・弾力的に活動することが可能

地方公共団体の圏域を超えた活動を実施するための手段としては、地方自治法に規定された一部事務組合や広域連合等の仕組みがあるが、それぞれ手続が法令で規定されており、設立・解散・加入・脱退等に関して、構成地方公共団体における慎重な手続が必要となる。

第三セクター等への出資・出えんや第三セクター等との契約締結は、法定手続と比較すれば簡便であり、組織体制や事業内容等も関係者の合意を前提とした自主性にゆだねられている。そのため、設立から運営、解散に至るまで、機動的・弾力的に行うことが可能である。なお、圏域を超えた活動を目指す場合、簡素で効率的な広域連携を目指すための仕組みである「内部組織の共同設置」や「連携協約」などについても、合わせて検討する必要がある。

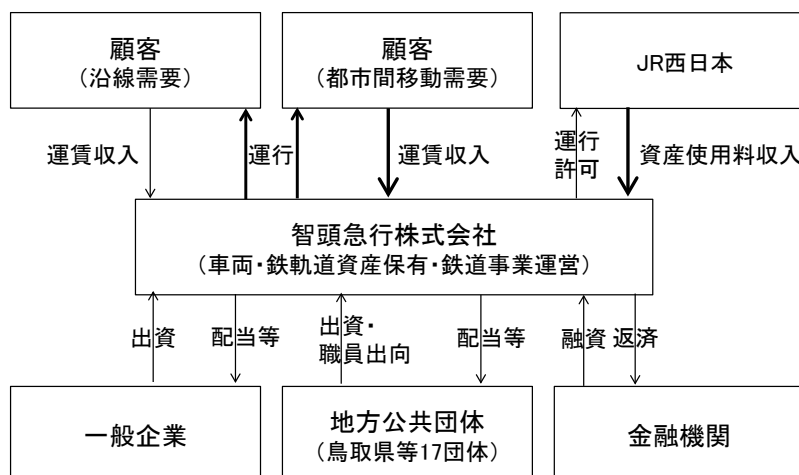
その一方で、圏域を超えた取組では、一般的に規模拡大や意思決定の遅延が懸念され、第三セクター等に対する適切なガバナンスが確保できない場合、地方公共団体の財政的リスクが増大することに留意する必要がある。そのため、機動的・弾力的に活動できる体制をあらかじめ内包することが求められる。

圏域を超えた第三セクター等の活動事例は鉄道事業者等に多く見られる。例えば図表 3・4 に示す智頭急行では、鳥取県と京阪神地方を接続する短絡線を保有しており、都市間の速達移動需要を取り込むことが可能である。そのため、特急運行収入・JR 西日本の使用料収入で売上の 9 割を確保しており、安定的な経営基盤を確立している。またこの安定的な経営基盤により、平成 18 年に第三セクター鉄道で全国初の株主配当を実施している。

図表 3：地方公共団体の圏域を超えた第三セクター等の活用事例

事例名	智頭急行(株式会社:鳥取県 33.9%、その他 16 団体 52.5%)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年平均(平成 22~24 年度)で経常黒字</li> <li>・智頭急行の路線は鳥取県と京阪神地方を接続する短絡線であり、都市間の速達移動需要を取り込むことが可能。そのため、特急運行収入・JR 西日本の使用料収入が売上構成の 9 割を占め、普通列車の利用者は少数</li> <li>・上下分離方式は採用せず、鉄道車両も路線も智頭急行が保有</li> </ul>
優良事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(資金的要素)平成 18 年に第三セクター鉄道で全国初の株主配当を実施</li> <li>・(技術的要素)地域間輸送を支える既存ネットワークを超える短絡ネットワークを確立</li> </ul>

図表 4：智頭急行の事業モデル



なお、同様の事業モデルを有する第三セクター鉄道には、北越急行（新潟県）がある。北越急行は、北陸地方と関東地方を接続する短絡線を保有し、安定的な経営基盤を有している。しかし、平成 27 年春に北陸新幹線が金沢に延伸すると、著しい需要減少が見込まれることから、今後の展開が課題である。

（2）民間企業が進出しない地域において必要な役割を担うことが可能（第三セクター等中心領域）

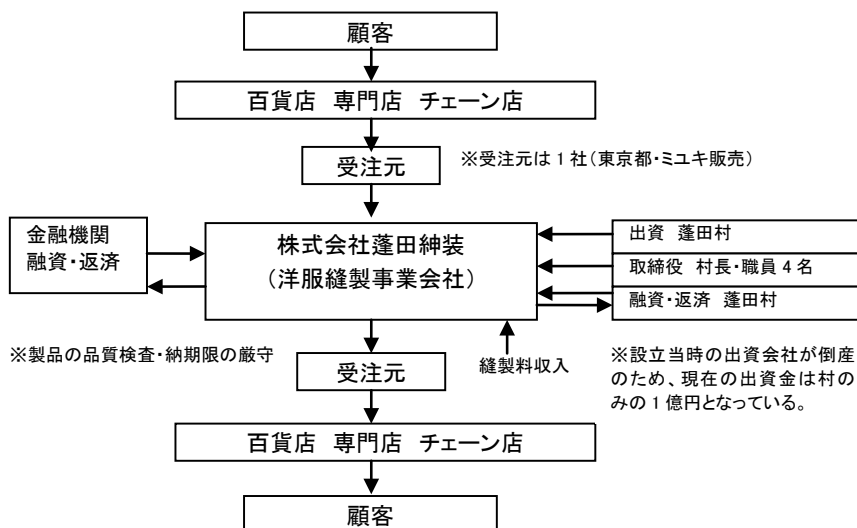
人口減少・少子高齢化等が進む中山間地域・離島・一部地方都市など民間企業が進出しない地域において、第三セクター等が産業振興や地域振興を担うことが可能である。本来的にはこれらの産業振興や地域振興は民間企業が実施すべき取組である。しかし、民間企業側が地域側ほど地域情報等を把握できていない「情報の非対称性」や事業戦略上の優先順位から、担い手たる民間企業が地域に存在しない場合、第三セクター等がトリガーとなり、地域に必要な役割を担うことができる。

民間企業が進出しない地域での必要な役割を担う第三セクター等の活動事例は、観光振興・特産品開発等に多く見られる。例えば図表 5・6 に示す蓬田紳装では、既製品との差別化を図るため、オーダー紳士服の縫製・製造に特化している。村最大の雇用（200 名）を維持し、障害を持つ人を積極的に雇用しているのも特徴的である。超過勤務等の長時間労働が困難な女性や兼業農家等の従業員が多いため、生産性向上に向けた取組を進めている。

図表 5：民間企業が進出しない地域において必要な役割を担う第三セクター等の活用事例

事例名	蓬田紳装(株式会社:青森県蓬田村 90.9%)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年平均(平成 22~24 年度)で経常黒字</li> <li>・既製品工場との差別化を図るため、オーダー紳士服の縫製・製造を実施</li> </ul>
優良事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(人的要素)歴代村長が無報酬で代表取締役を務め、村を挙げた地域雇用の場を維持・発展</li> <li>・(人的要素)雇用者数は 200 名であり村最大の企業、障害を持つ人等を積極的に雇用</li> <li>・(技術的要素)既製品工場の差別化を図り、オーダー紳士服に特化</li> <li>・(技術的要素)女性や兼業農家の従業員が多く、長時間労働が困難なため生産性向上を追求</li> </ul>

図表 6：蓬田紳装の事業モデル



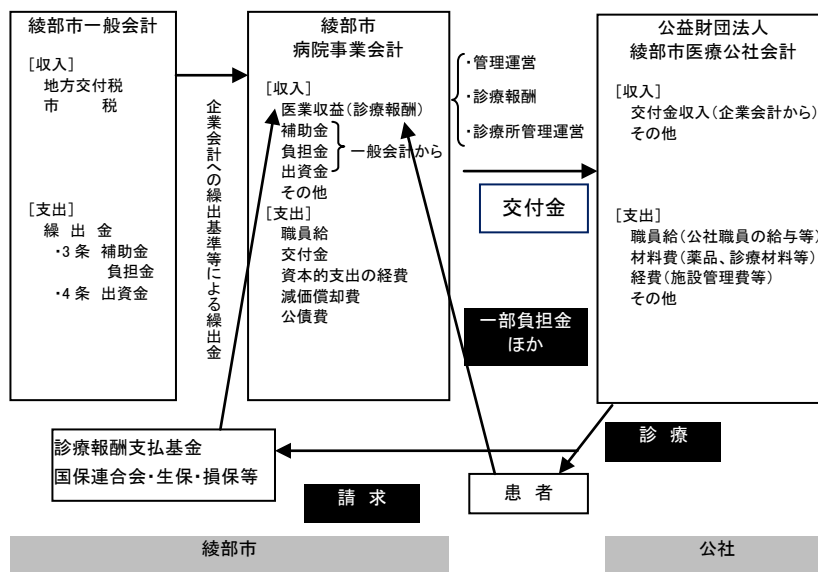
なお、時間的推移とともに、第三セクター等に関与する民間企業に地域情報・事業ノウハウ等が蓄積されることにより、単独での事業運営が可能となる場合、民営化することも想定される。

逆に地域において必要な役割を担う民間企業が撤退した場合、提供されている機能が地域にとって不可欠、かつ第三セクター等で実施することが効率的な場合、第三セクター等が事業を引き継ぐことも想定される。例えば図表 7・8 に示す綾部市医療公社は、下着メーカー「グンゼ」の企業病院撤退に伴い設立された病院の運営法人である。地域の中核病院として病床数を拡大するとともに、開業3年目から継続的に黒字経営を実現している。

図表 7：民間企業が撤退した地域において必要な役割を担う第三セクター等の活用事例

事例名	綾部市医療公社(公益財団法人:京都府綾部市 100%)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年平均(平成22~24年度)で経常黒字</li> <li>・平成2年に下着メーカー「グンゼ」の企業病院を引き継ぎ150床の病院として開始</li> <li>・現在は地域の中核病院として206床に拡大</li> <li>・綾部市立病院及び訪問看護ステーションの管理運営により、医療・公衆衛生事業を実施</li> </ul>
優良事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(技術的要素)1日約620人の患者の診療を行い、年間延べ18万人の患者が来院し、開業3年目から継続的黒字経営を実現</li> <li>・(技術的要素)入院患者の食事やビル管理など民間業者への業務委託を積極的に実施し、コスト上昇を防止</li> </ul>

図表 8：綾部市医療公社の事業モデル



(3) 公共性、公益性が高い事業を合理的、効率的な形で行うことが可能（直営領域）

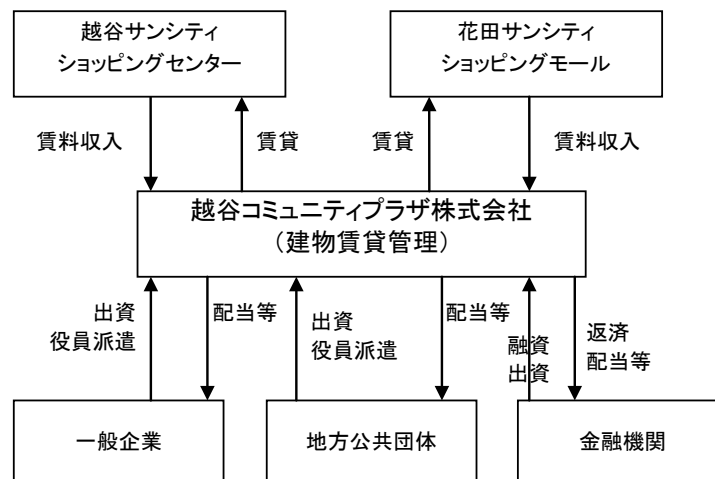
地域支援・福祉・まちづくり・インフラの提供等の地域における必要不可欠な直営領域の事業について、第三セクター等が地方公共団体の関与を維持したまま、機動的・効率的に事業運営を行うことが可能である。この場合、第三セクター等は非収益事業を内包することから、地方公共団体からの事業委託や経常補助金支出等が行われることが多い。基本的に、収益事業で非収益事業の費用をまかなうことが困難な場合、経常補助金支出ではなく、公共性、公益性の高い事業を特定し、費用を積算した上で、第三セクター等に対し、地方公共団体が事業委託を行うことが望ましい。

公共性、公益性が高い事業を合理的、効率的に行う第三セクター等の活動事例は、行政補完的事业に広く見られる。例えば図表 9・10 に示す越谷コミュニティプラザは、駅徒歩 3 分という立地優位性の高い場所に、地域密着型の公共施設及び商業施設の官民合築を行った事例である。現在は、ショッピングセンターからの賃料収入でコミュニティセンター（文化ホール）等を含めた施設を維持管理する事業モデルを確立している。

図表 9：公共性、公益性が高い事業を合理的、効率的に行う第三セクター等の活用事例

事例名	越谷コミュニティプラザ(株式会社:埼玉県越谷市 43%)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年平均(平成 22~24 年度)で経常黒字</li> <li>・地域密着型の公共施設及び商業施設の官民合築を実現し、継続的に管理運営を実施</li> </ul>
優良事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(技術的要素)ショッピングセンターからの賃料収入で、コミュニティセンター(文化ホール)等を含めた継続的黒字経営を実現</li> <li>・(技術的要素)南越谷駅・新越谷駅徒歩 3 分の立地優位性の高さ</li> </ul>

図表 10：越谷コミュニティプラザの事業モデル



## おわりに

本稿では、地域課題解決に向けた第三セクター等の活用を検証した。第三セクター等の優位性は、民間企業の単独参入が困難な事業を、効率的かつ継続的に実施できることにある。地域課題解決に向けた活用の際には、地方公共団体に対する財政的リスクを極小化するとともに、第三セクター等の優位性が最大限発揮できる事業内容・運営体制を機動的かつ弾力的に関係者間で模索することが求められる。

特に、第三セクター等の優良事例における人的要素・資金的要素・技術的要素・情動的要素等の優良事象を参考にしながら、各地域事情に合致した事業モデルを確立することが重要である。



## 地域内循環構造の自治と連携

北海道大学法学研究科教授 宮脇 淳

## 1.はじめに

超少子高齢化が本格化する中で、地方自治体間の経済社会格差は拡大傾向を強めている。従来のように地方自治体が単独で総合行政を全て担える時代は過去のものとなり、住民生活、地域活動を維持するためには、地方自治体の単位を越えたより大きな「地域」としての政策展開、そして地方自治体・民間・住民間の連携の構図が不可欠となる。従来から任意協議会や広域連携等ゴミ処理、消防等を中心に展開されてきた。しかし、そうした取り組みは個別事業を中心とし、かつ意思決定等において機動性に欠ける等問題点が多く指摘されている。今回は、ドイツのシュタットベルケ、そして今回はイギリス等のシティ・リージョンの仕組みを概括し、今後の地方自治体の地域政策のあり方について考える。

## 2.従来の日本の連携システム

従来も地方自治体間の連携の仕組みは展開されてきた。まず①任意協議会方式は、自主的かつ法的な拘束力を受けない任意の協議会・研究会を設置し、地方自治体間の参加・連携を行う形態であり、各地方自治体の単費事務事業（国・県等補助事業外）に適するほか、民間企業や各種団体等の多様な主体と連携する事務事業においても有効性を発揮してきた。主なメリットとしては、意思決定や連携形態などを自由に決定することができるため多様な意見を取り込むことが可能で、意思決定も敏速にすることができるなど多彩で機動的な運営が可能となる点が挙げられる。一方でデメリットとしては、協議会における決定事項等が地方自治体の意思とは自動的にみなされないため、決定事項に対して各地方自治体が個別対応することになり、全体としての実効性とその効果が低下しやすいことなどが指摘されてきた。また、協議会自体が法人格を有しないため、職員管理・財産管理等の主体になることが一般的に困難であり、組織的に持続性や安定性そしてガバナンスの面で課題を抱えている。

次に②一部事務組合方式は、事務の一部を処理するため、複数の地方自治体が共同して組織を設置する形態であり、構成地方自治体から独立した位置づけとなり、独自の議会・執行機関が設置される。また、③広域連合は事務を広域的に実施するため、複数の地方自治体が共同して設置する形態であり、直接公選・官設公選で独自の議会・執行機関が設置される。広域連合と一部事務組合との違いは、広域連合が各構成地方自治体を経ずに国や都道府県等から直接権限移譲を受けられること、事務執行上必要な事項を構成地方自治体に勧告できること、必要な規約変更を構成地方自治体に要請できることなどの点にある。一部事務組合、広域連合のメリットとして、構成地方自治体とは独立した機関であるため、一部事務組合や広域連合の意思決定を直接的に事務執行等に繋げることが可能であるほか、広域連合の場合は前述したとおり構成地方自治体に対する勧告権や規約変更要請権があり、執行の実効性を担保することができる。さらに、広域連合では、必要に応じて権限移譲を要請できるなども指摘できる。一方でデメリットとして、執行部門と議会による意思決定を基本とするため、構成地方自治体の調整コストが大きいこと、住民に対して直接的に税徴収等ができないため構成地方自治体からの負担金等に依存し歳入確保策が限定されることなどがある。

④さらに、定住自立圏構想による連携の仕組みがある。これは、中心市と近隣の市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保するために設けられた制度である。上記以外でも独自の等方法を採用し指摘契約関係も含め、従来から地方自治体間の連携の構図が多面的に展開されてきた。しかし、連携の根底に位置する理念、そして地域としての政策展開に結び付ける視点は十分とはいえ、必ずしも機動的に展開されている状況にはない。

### 3. 【自立型モデル】 シュタットベルケ（ドイツ）

ドイツのシュタットベルケは、地域政策における自治の概念を基礎に地域政策を展開する主体として地方自治体の公社等を柱として展開されている。地域外の外部資本導入に多くを依存せず、基礎自治体たる市町村を基本として自立型地域政策を展開する手段と位置づけられる。シュタットベルケの根底に持つ目的は「住民の基本生活の保障」であり、代表的事例としては、バルトキルヒ市等で展開されている分散自立型エネルギー供給による「エネルギー自治」の拡充が挙げられる。エネルギー自治とは、単に太陽光発電や風力発電等再生可能エネルギー事業を発電適正地として誘致し立地させる供給面・産業面の視点だけでなく、地域エネルギーの需要管理と連動させて地域マネジメントを政策的に展開すること、日常と災害時において地域エネルギーの連続性を確保し、住民生活のセーフティ・ネットを形成することにある。通常の工場立地と同様に太陽光発電事業等を誘致し広く売電することだけでなく、まず地域内の電力需要を把握しマネジメントすることで地域へのエネルギー需給を安定させること、そして地域内の生活・産業活動のコストを低下させ活性化させること等を可能にしている。こうした、地域にまず焦点をおいた政策は、地域内循環を厚くし地域で生産し消費する構造を強くするため、地域所得の外部流出を減少させる効果もある。日本でも1950～60年代を中心に「農村漁村電気導入促進法」により自治体経営の小水力発電事業等が一部の自治体で展開された事例がある。但し、こうした事例は需給マネジメントに基づく地域政策には至っておらず、2011年「再生エネルギー買取法」、2012年「農山漁村再生エネルギー法」等が制定され自立型モデルに発展する可能が少しずつ模索されている。

ドイツのシュタットベルケのエネルギー供給事業（電力供給・地域熱供給等）では、単にエネルギーを製造し供給するのではなく、地域住民に対して政策そして事業による効果の「見える化」を展開している点が重要となる。具体的には、地域のエネルギーを活用することで地域内循環がいかに厚くなり、地域のエネルギーポテンシャルの評価がどれだけ改善したか、個々の家庭のエネルギーポテンシャルを明示し、地域への貢献の構図を示す等住民に身近にかつ継続的に「見える化」している。そのことにより、シュタットベルケの事業が住民生活の一部となり関心を集めることで、新たな事業展開に必要な資金を住民参加で調達することも可能にしている。以上のように、シュタットベルケの特色としては、①地域の需給ポテンシャルに対するマネジメントの確立、地域の需給構造のマネジメントの重視、②地域政策の住民に対する見える化の重視、そして③地方公社等地方自治体から切り離れた組織とすることで、行政組織のローテーション人事から脱却し専門家（地域エネルギー需給管理、供給システム等）を養成する土台を形成することなどである。

シュタットベルケの組織は、地域のインフラ整備・運営を行うために発達してきた公的な事業体であり、当初から地方自治体が100%出資でインフラサービス会社を設立し事業を拡大する形態、民間事業者のインフラ事業を地方自治体が事業継続・拡大のために買取った例などその形態は多様である。複数の事業会社を吸収合併して総合的なインフラサービス会社として発展した場合もある。

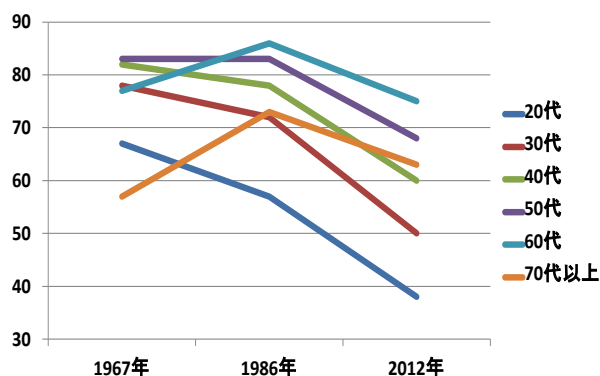
シュタットベルケから示唆される最も基本的なことは、単に事業として展開することではなく、それを地域内循環の視点から自治に結び付ける点にある。エネルギーに限らず「食の自治」、「観光の自治」などの概念を設定することも可能である。例えば、観光でどんなに賑わっても地元の資源を活用する循環構造を生み出さなければ、地域所得は厚いものにならない。こうした地域循環を支える仕組みとして、シュタットベルケにおけるエネルギー供給事業は重要な役割を果たしている。

## 政策シグナル

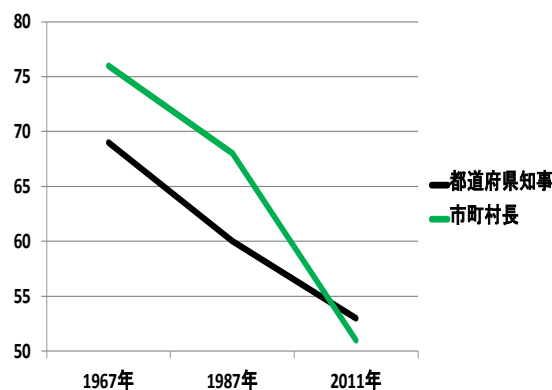
## 投票率を下げる根底の原因

北海道大学法学研究科教授 宮脇 淳

## 衆議院議員年代別投票率(%)



## 地方自治体首長選挙投票率(%)



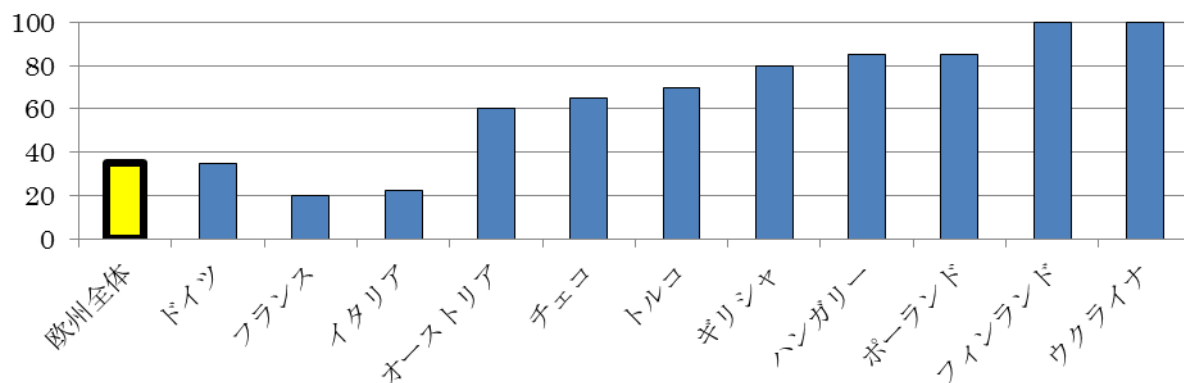
(資料) 総務省資料より作成。

来年 2015 年は、統一地方選挙の年であり、今年もその前哨戦として多くの地方自治体で選挙が行われる。しかし、国政、地方選挙を問わず投票率が低下傾向を辿っていることは、周知のとおりである。こうした投票率の低下に関しては、政治側の問題として支持母体の利害に拘束されるなど自己利益重視型の活動と議論になっていること、透明性に乏しく信頼性に欠けることなど多くの指摘がされてきた。そのこと自体、重要な指摘であり政治家、そして政治として改善に努めなければならない点が多い。特に、相対的に若い年齢での投票離れが激しく、衆議院議員選挙の年代別投票率をみても全体として低下している中で、年齢階層別に高い方から段階的に投票率が低下し、20-30代が恒常的に下位に位置している。こうした傾向が続けば、人口構成からも投票率は当面低下し続けることが避けられず、単に選挙の投票年齢を引き下げただけでは、投票率を改善することは困難となる。若者が選挙に行かない理由として、①選挙そのものが面倒、②政治自体に興味がない、③投票の必要性を感じない、④何で判断すべきか分からない、⑤人口の多い高齢者には勝てない等が挙げられている。

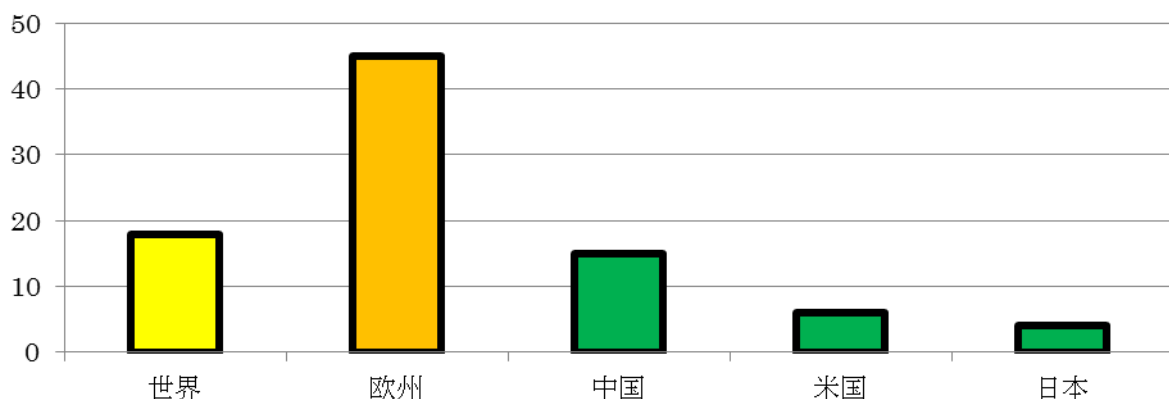
以上の実態、そして若者の政治に対する姿勢に関して、国民・住民、そして地域において取り組むべき課題はないのだろうか。そのひとつのヒントとして、政治的活動と投票に行かないことを区別することにある。政治的活動は、選挙権、非選挙権の行使等政治に関する公式な活動だけでなく、ボランティア、NPO 活動等非公式な政治活動も存在する。そして、後者の非公式な政治活動は年を追うごとに拡大する実態にある。

こうした点は、若者の政治意識を投票率だけで判断することが適切かという疑問を投げかける。政治的活動の多様化が進み、古典的な政治家そして政治活動に関わることだけが政治ではなく、多様な形態で政治的活動を展開できるようになってきたことにも注目すべきである。もちろん、全ての若者がボランティア等の活動に参加しているのではなく、そうした非公式な政治活動に参加していない若者は多い。その原点は何か。コミュニティーの空洞化にある。コミュニティーに参加しなくても日常生活には困らず、参加の手段も認識できずその効果も実感できない。そうしたコミュニティーの実態を変える努力が国、地方を問わず投票率を上げる原点となる。

欧州の天然ガスロシア依存度 (%)



欧州の原油ロシア依存度 (%)



(資料) 国連統計等から作成。数値は、2012年。

ウクライナ問題を巡り、欧米とロシア間で制裁措置が繰り返されていることは周知のとおりである。しかし、米国と欧州では対ロシア制裁に温度差があるのも事実である。とくに欧州全体でロシアの天然ガスに依存する割合は35%程度であり、フィンランド、ポーランド、ハンガリーなどでは依存度が極めて高いことが分かる。加えて、ロシア産原油への依存度が欧州全体では45%に達している。日本の4%程度、中国の15%程度に比べて、欧州が極めて高い依存度となっている。このため、エネルギー問題を視野に入れた場合、現状においては欧州の対ロシアへの姿勢は慎重にならざるを得ない構図にある。

こうした中で、ドイツが脱原発を掲げると同時に、シュタットベルケ等による地域の「エネルギー自治」(政策論説②参照)を強くする取組みは、グローバル化による様々なリスクチェーンをリージョナルな観点から緩和する役割を果たす。日本、そしてアジアにおいても、中東原油の有事、そして災害等に対して強靱な国土と国民生活を形成するにあたり、こうしたリージョナルな取組みの充実は不可欠となる。なお、ロシア経済も輸出の60%前後がエネルギー等であり、重要な外貨獲得の手段であり、その減少はロシア財政にも大きな打撃を与える構図となっている。

## 〈既刊テーマ一覧〉

2013 No. 8	高等教育の無料革命は、「学び」を変えるか 悩む評価から政策を進化させる評価制度へ（第2回） タコ壺化と自治体経営 日本経済・社会のグローバル化 機能する施策評価に必要な条件
2013 No. 9	新たな段階を迎えた政府の情報通信戦略 保育所待機児童ゼロ政策の政策決定課題 地方法人特別税制度と特別区 アジア後発新興国への日本企業進出 地方公共団体における人事制度の問題点とその対応
2013 No. 10	地域発の成長戦略は実現するのか 「事務・権限の移譲等方針」について 2014年度一般会計予算の課題 米国の金融政策とアジア ICTを利活用した小中学校教育は無償・低コストのサービスと 端末でどこまで可能か？
2013 No. 11	ビットコインはデジタル時代の徒花なのか 第三セクター等のあり方最終まとめに向けて 消費税増税に向けた消費者意識 米国量的緩和政策縮小の新興国への影響 地方自治体における業務分析のあり方と成功要因
2013 No. 12	国際競争力強化に向けたマイナンバーの積極的活用 アベノミクスの評価と課題 統一地方選前哨戦としての2014年度 中国経済の構造改革政策 社会保障・税番号制度の導入、今やるべきことは何か？
2014 No. 1	知識情報化社会に求められる競争優位のあり方 第三セクター改革と活用①【総務省研究会最終報告】 職員研修と求める能力 台湾経済と立法院占拠 情報システムの政府調達制度をめぐる概念整理と若干の仮説

**政策研究 2014 No.2**

2014年5月発行

編集・発行 株式会社富士通総研 公共事業部  
監修 宮脇 淳（北海道大学法学研究科教授）  
〒105-0022 東京都港区海岸1-16-1  
電話 03-5401-8396  
<http://www.pppnews.org>